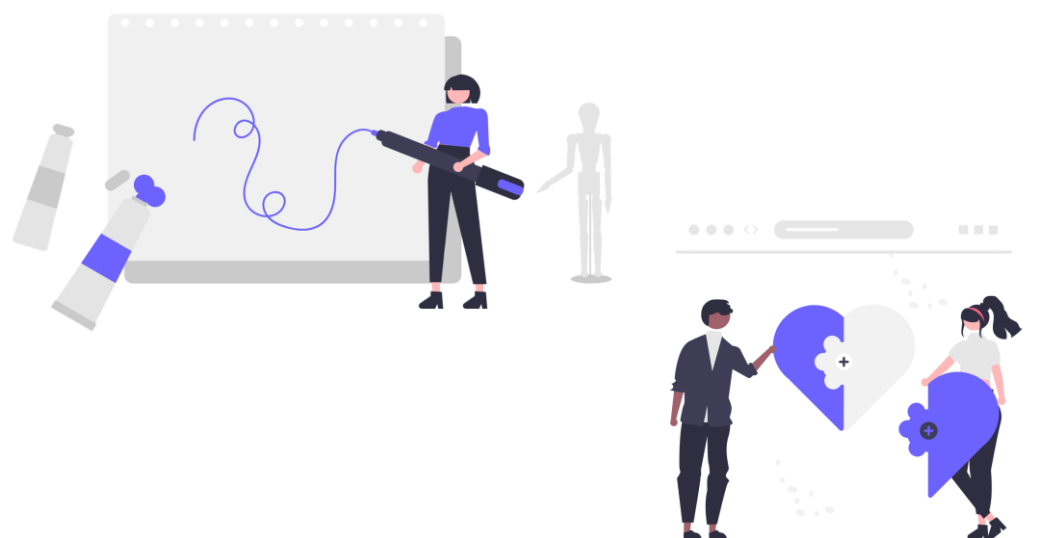




CO-CREATION KITANAGOYA

令和8年度 市制20周年記念事業

協働のまちづくり事業補助金 募集要領



テーマ 市民が主体となっていく
市制20周年を記念する事業

募集期間

令和8年5月1日(金)～5月29日(金)

01 協働とは

「協働」とは、共通する課題や目標に対して、個人、団体及び行政などが対等な立場で協力し合うことで、単独での課題解決や目標達成が困難なことについても、互いの持ち味を生かし、弱点を補い合い、その相乗効果により解決や達成を図るものです。

02 補助金制度の趣旨

北名古屋市では、地域課題の解決及び地域の魅力の向上のため、市が掲げるテーマに対し、住民及び団体が主体的に活動するための必要な経費について、予算の範囲内において北名古屋市協働のまちづくり事業補助金を交付します。

03 応募資格（補助対象者）

次の全ての条件を満たしていることが必要です。

- 北名古屋市を拠点として活動する個人または団体
(団体の場合にあっては、規約において、活動内容、主たる事務所の所在地、代表者及び構成員並びに会計経理の方法が明記されている団体であること。)
- 暴力団員または暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと
- 市税の滞納がないこと

04 対象となる事業（テーマ）

令和8年度の補助金の対象となる事業は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに実施する、「市民が主体となって行う市制20周年を記念する事業」です。詳細は、2ページ以降をご確認ください。

05 対象とならない事業

テーマに沿った内容であっても、次に掲げる事業は、補助金の対象になりません。

- 特定の住民または団体が利益を受ける事業
- 政治活動、宗教活動、意見広告または名刺広告に当たる事業
- 国、都道府県、市区町村から補助及び交付金の交付を受けているまたは受ける予定がある事業
- 公序良俗に反する事業
- 法令に違反する事業
- その他、市が補助金の対象とすることが適当でないと判断する事業

	一般部門	特別部門
区分	市民が参加可能もしくは広く市民に効果が波及する事業・イベント	1日あたり5,000人以上の参加が見込まれ、市域全体に効果が波及するイベント
募集件数	5件	1件
補助金額	上限50万円	上限150万円
補助率	対象経費の10/10。ただし、収入分を差し引いた額 ※補助の対象となる経費は3ページをご確認ください。	
審査基準	① テーマとの整合性 北名古屋市市制20周年の機運醸成に寄与する事業であるか ② 公益性 多くの市民の利益につながり、地域社会に貢献するものであるか ③ 連携・協働 他の団体や企業、行政、教育機関など多様な主体と連携しているか (または連携が期待できるか) ④ 計画性・実行可能性 事業計画や運営方法が適切かつ妥当か 事業の実施体制や役割分担が明確で、実行可能性が高いか ⑤ 創意工夫 事業内容の効果を高めるため、独自のアイデアや工夫がされているか	



注意事項

- 申請は年度ごとに1個人（団体）1事業までです。
- 一般部門と特別部門の同時申請はできません。
- 既に事業が完了しているものは申請できません。
- 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とします。
- 補助額は審査完了後に決定します。

項目	対象経費例	可否	対象限度 注意事項
人件費	アルバイト賃金 有償ボランティア費用	○	
用地費	用地に係る経費	×	
施設管理費	施設等の建築費、 維持費、補修費	×	
報償費	講師、演者などの謝金	○	※専門的な技能や、知識を有する外部の講師・指導者に対する謝礼に相当するものが対象。（補助金の申請が団体の場合、申請する団体または構成する団体に所属する者が講師・指導者の場合の謝礼は対象外。） ※交際儀礼の謝礼（手土産、花束等）は対象外
	交際儀礼などの謝礼	×	
旅費	講師、演者などの費用弁償	○	※利用駅等の経路・金額を記入したのまたは切符等の領収書を提出してください。
	事業者の費用弁償	×	
需用費	消耗品費	○	※燃料費／積算根拠を提出できる費用は対象 ※光熱水費／積算根拠を提出できる費用は対象 ※食糧費（慶弔費・交際費含む）に要する経費等のうち、事業の実施に直接関係しないものは対象外 ※記録費（写真現像、ビデオ等記録に関わる経費）で多くの市民に還元されないもの（公益性のないものや公益性を判断しがたいもの）は対象外
	燃料費	○	
	印刷製本費	○	
	光熱水費	○	
	材料費	○	
	食糧費	×	
	修繕費	×	
	記録費	×	

項目	対象経費例	可否	対象限度 注意事項
役務費	通信費・郵送料	○	※掃除・洗濯費／事業終了後に実施した費用は対象外（事業の実施に必要な場合は対象）
	広告料	○	
	損害保険料 (例 イベント保険料)	○	
	振込手数料	○	
	清掃・洗濯費	△	
委託料	業務委託に対して支払う費用	○	※専門的な技術、能力を必要とするものが対象
使用料 賃借料	会場使用料 賃貸にかかる費用	○	※会場使用料はイベント当日のみ対象 (事前練習、打合せ等は対象外)
工事請負費	事業実施に必要な工事請負費	×	
備品購入費	該当事業に不可欠なもの	△	※使用期間が1年以上のもので、取得価格が10,000円以上のものが対象 ※事業実施に不可欠で多くの市民が使う（公益性が高い）ものが対象

08 申請書類

次の書類を提出してください。

- 協働のまちづくり事業補助金交付申請書【様式第1】
- 事業計画書【様式第2】
- 収支予算書【様式第3】
- 市税を滞納していないことがわかる証明書類
(直近3か月以内のものに限る。団体の場合は代表者の証明書類)
- 市長が必要と認める書類

09 申請期日と提出先

申請書類に必要な事項を記入のうえ、令和8年5月29日(金)までに、まちづくり推進課へ電子メールで提出してください。電子メールでの提出ができない場合は、まちづくり推進課へ持参してください。

【メールアドレス】machi@city.kitanagoya.lg.jp

【持参場所】北名古屋市役所西庁舎 2階 まちづくり推進課

10 選考方法

公開プレゼンテーションを令和8年6月10日(水)に実施します。時間、場所、公開方法などは、申請締切後に改めてお知らせします。

11 審査結果の通知及び補助金の交付

審査結果は、協働のまちづくり事業補助金交付・不交付決定通知書でお知らせするとともに、市ホームページで公表します。

補助金は、事業の完了後に交付します。ただし、決定通知書に前払いに係る記載がある場合は、実績報告前の請求が可能です。

12 実績報告書の提出

事業が完了したら、完了の日から起算して30日を経過した日または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

提出していただいた書類の内容を精査し、補助金の額を確定します。

- 協働のまちづくり事業実績報告書【様式第9】
- 事業報告書【様式第10】
- 収支決算書【様式第11】
- 事業報告書に記載した事業内容と成果が確認できる写真及び資料等
- 収支決算書に記載した収支内容と金額が確認できる領収書または書類等
- その他、市が必要と認める書類等

13 公開報告会

事業完了後、公開報告会を実施します。日時、場所、公開方法は改めてお知らせします。

14 事業の変更・廃止

補助金の交付決定を受けた事業の内容について、内容を変更したり実施しない（廃止する）場合は、事前に協働のまちづくり事業変更申請書【様式第5】または協働のまちづくり事業廃止申請書【様式第7】を提出し、承認を受けてください。

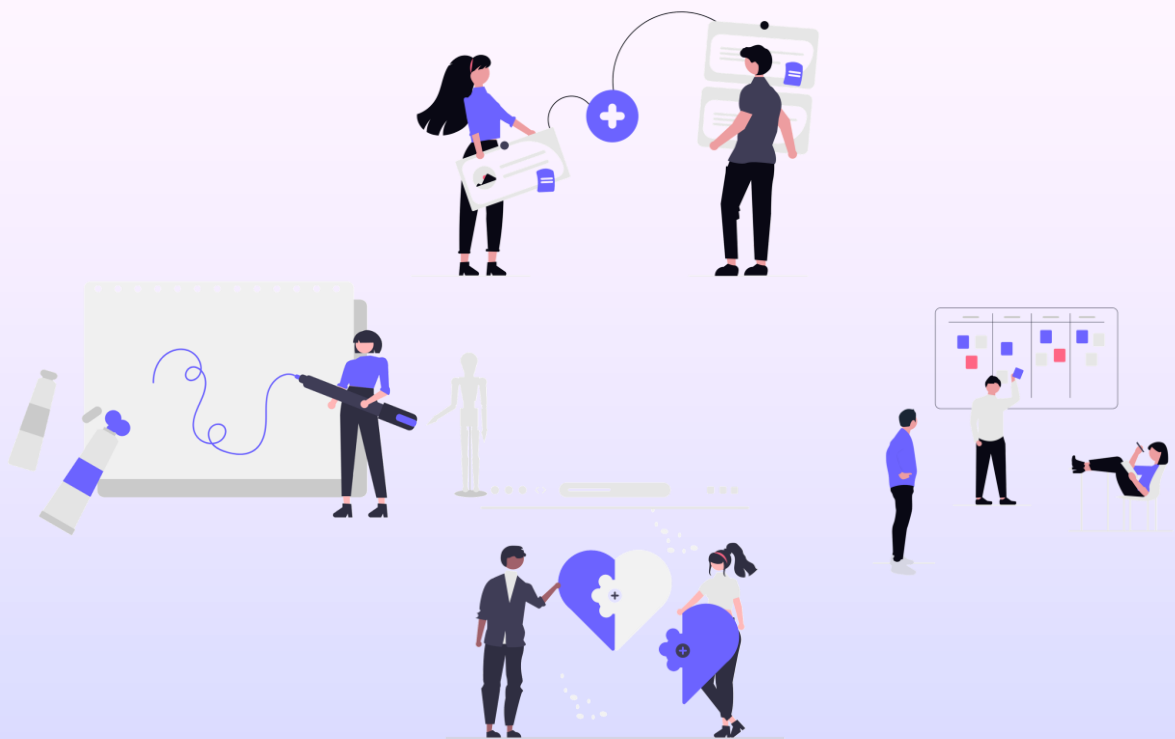
	該当事項	備考
事業の変更	団体	事務所、代表者の変更など
	事業内容	実施回数・内容・実施時期の変更など
	予算	予算項目の流用など予算総額の40%を超える変更がある場合 ※予算の増額があっても、交付決定額は増額されません。
事業の廃止	事業内容	補助対象期間内で事業を行うことができなくなった場合 補助事業の趣旨やテーマを逸脱する場合

15 補助金の返還

次に該当することが判明した場合は、補助金の全部または一部の返還を求められる場合があります。

- 交付の申請及び事業の実施の内容に、虚偽や不正の事実が判明したとき
- 補助金を事業の目的以外に使用したとき
- 事業を廃止したとき
- 正当な理由なく、補助対象期間内に完了しなかったとき
- 確定通知書に記載の金額が決定通知書に記載の金額を下回るとき
- この要領及び北名古屋市協働のまちづくり事業補助金交付要綱に違反したと認められるとき

募集期間	令和8年5月1日（金）～5月29日（金）
選考（公開プレゼンテーション）	令和8年6月10日（水）
審査結果の通知	令和8年6月中旬～下旬
事業の実施	令和9年2月28日までに実施
実績報告書の提出	事業完了の日から起算して30日を経過した日 または令和9年3月31日のいずれか早い日
交付確定通知書の送付 請求書提出 振込	実績報告書提出後（前払い請求可能）
公開報告会	令和9年3月中旬以降



申請・問合せ先

北名古屋市役所 生活安全部 まちづくり推進課
〒481-8531 北名古屋市西之保清水田15番地
電話 (0568)48-0143
電子メール machi@city.kitanagoya.lg.jp